

平成 3 0 年

第 6 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第6回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6月26日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第50号)	

提出議案等

(平成30年6月26日提出)

(村長提出議案)

議案第50号 公有財産購入変更契約の締結について

目 次

第1号（6月26日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第50号）	5
日程第 4 議案第50号 公有財産購入変更契約の締結について	6
閉 会	8
署 名	9

第 1 号 (6 月 2 6 日)

平成30年第6回西原村議会臨時会会議録

平成30年6月26日、平成30年第6回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年6月26日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第50号）
- 日程第 4 議案第50号 公有財産購入変更契約の締結について

1、 応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、 不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1番	堀田直孝君
2番	村上高志君
3番	坂本隆文君
4番	中西義信君
5番	西口義充君
6番	上野正博君
7番	山下一義君
8番	林田直行君
9番	桂悦朗君
10番	宮田勝則君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂園まゆみ君
議会事務局書記	松永誠司君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

議長（宮田勝則君）皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

第6回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第6回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、上野正博君、7番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

村長（日置和彦君）改めまして、皆さん、こんにちは。本日は大変お世話になります。

平成30年第6回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、公有財産購入変更契約の締結についてをお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決を必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会をお願いするものでございます。

住家を被災され、自力で住宅の再建が厳しい方のために、一日も早く災害公営住宅を提供したいと考えておりました。災害公営住宅のうち、河原地区の災害公営住宅整備事業につきましては、工事は完成し、事業費に変更が生じたので、今回、公有財産購入変更契約の締結を提案させていただくものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第50号、公有財産購入変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第50号、公有財産購入変更契約の締結につきましては、熊本地震により住宅を失った被災者の住居の安定を確保するために整備する河原地区の買

取型災害公営住宅について売買契約の購入額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

本日は1件の議案であります。慎重にご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第50号、公有財産購入変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案第50号について説明させていただきます。

議案第50号、公有財産購入変更契約の締結について。

次のとおり公有財産購入変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1. 財産購入物件の表示。

1) 物件の種類、災害公営住宅12棟、集会所1棟、附帯施設一式。

2) 家屋の種類及び構造、2LDK（61.27㎡）木造平屋建て6棟、3LDK（73.70㎡）木造平屋建て6棟、集会所（66.25㎡）木造平屋建て1棟。

3) 所在地、阿蘇郡西原村大字河原字秋田原551番地1及び阿蘇郡西原村大字河原字秋田原554番地1。

4) 変更前の購入金額、2億9,746万4,000円（税抜額2億7,542万9,630円）、変更後の購入金額、2億9,453万7,197円（税抜額2億7,271万9,628円）。

次ページをお願いいたします。

2. 契約の相手方。

所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22。会社名、株式会社工バーランド。氏名、代表取締役、久原英司。

宅地建物取引業者、免許証番号、熊本県知事（1）第5237号。事務所所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22。商号または名称、株式会社工バーランド。代表者氏名、代表取締役、久原英司。宅地建物取引士、登録番号（熊本）第005806号。氏名、桑原貫治。

今回の主な減額の理由につきまして申し上げます。

住宅の本体工事費等で玄関の安全性を期するために、本体の手すりを12棟

分で100万円ほどの増額をいたしました。附帯施設、共同施設等の整備費では、土どめ工で団地入り口部分の景観に配慮し、大型ブロック積み工から変更し、張芝工に変えまして290万円の減額をさせていただいております。その他、道路側溝排水ますで100万円の減額、道路・歩道で70万円の減額、地盤整正張芝で100万円の減額、附帯工で80万円の増額、安全対策のため、住戸へのスロープ設置で200万円の増額、諸経費で70万円の減額となっております。全体的に292万6,803円の減額ということになっております。

以上が今回の変更契約をする理由でございます。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

5番（西口義充君）本体工事の中で、手すり工事が100万円の増額と言われましたね。100万円ぐらいでこれ、予算的にはどれぐらいとってあったんですか、教えてください。

議長（宮田勝則君）復興課長。

震災復興推進課長（高本孝嗣君）今申し上げましたのは、住宅本体工事費でございまして、玄関の柱がございまして。玄関から、言うなれば、直接飛び出る部分を、木の柱とする部分が全体で100万円と。

もう一つ、皆さん方が前回行かれたときに、アルミの手すりというのは、今度スロープの状態でございますけれども、あそこの部分につきましては、約200万円の増額ということで、別に本体工事に含む部分と附帯工事に含む部分ということで、手すりが二重になっておるところでございます。

議長（宮田勝則君）5番、西口君。

5番（西口義充君）アルミの手すり部分は、最初の工事の中には入ってなかったんじゃないかなと思うんですけれども、どんなふうになったんですか、最終的に。

議長（宮田勝則君）復興課長。

震災復興推進課長（高本孝嗣君）今、先ほども説明いたしましたように、アルミのスロープ部分も今回の追加工事として200万円計上させていただいております。

議長（宮田勝則君）わかりますか。

5番（西口義充君）はい、わかりました。

議長（宮田勝則君）説明が簡潔でありませぬので、訂正して、わかりやすくちょっと説明させていただきます。復興課長。

震災復興推進課長（高本孝嗣君）スロープ部分にあります手すりでございますまして、アスファルト部分が同じ色で段差が見えにくいということで、前回、県のお話の中で、スロープ上にあります手すりをアルミの手すりを設置する

ということで、そちらが200万円ということと、もう一つ、先ほど申しました100万円のほうは、玄関口にありますが柱から中側に対しての建物に附帯する部分が100万円の増額ということで、大体手すり関係が300万円ほど増額になっております。

議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、公有財産購入変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成30年第6回西原村議会臨時会を閉会します。

午後 3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長

宮 田 勝 則

6 番 議 員

上 野 正 博

7 番 議 員

山 下 一 義